

東三河都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）・汚物処理場の変更（豊橋市決定）

都市計画ごみ処理場・汚物処理場中第1号廃棄物総合処理施設（一般廃棄物処理施設・汚物処理場）を次のように変更する。

名 称		位 置	面 積	備 考
番号	施設名			
1	廃棄物総合処理施設	豊橋市豊栄町、 東七根町地内	約6.0ha	

「区域は計画図表示のとおり」

理由

豊橋田原ごみ処理施設整備計画の変更に伴い、廃棄物総合処理施設の区域を9.2haから6.0haへ変更するものである。